

# 安全報告書



2018 年

筑豊電気鉄道株式会社

## 1 お客さまはじめ地元の皆さまへ

当社の鉄道事業に対して、日頃のご利用とご理解、誠にありがとうございます。

当社は、西鉄グループの一員として、「安全の確保」が企業存立の根幹であると考え、お客さまからの信頼の源泉であると位置付け、事業に取り組んでいます。

この報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全性向上に向けた取り組みや安全の実態について、とりまとめ公表するものです。皆さまのご理解を賜りますとともに、ご意見などお寄せいただければ幸いです。

筑豊電気鉄道株式会社 代表取締役社長 永尾 亮二

## 2 安全に関する基本方針

### (1)西鉄グループ 安全に関する基本方針 (平成18年9月21日制定)

私たちは、西鉄グループ企業理念において「安全の確保」を第一の使命としています。

私たち一人ひとりが、自らの責任と役割を自覚し、お客様からの信頼に応え、社会的責務を果たしてまいります。

1. 安全を何より最優先する組織・風土の構築
2. 安全マネジメント体制の確立と継続的改善
3. 安全を支える従業員の能力向上と健康の確保
4. お客様の安全を第一に考えた商品・サービスの提供
5. お客様との安全に関するコミュニケーションの推進
6. 基本方針に基づく施策の確実な実施と法令の遵守

以上の方針に基づき、「安全の確保」に向けた不断の努力を重ねてまいります。

### (2)安全に関する行動方針

行動方針は次の通り定めています。

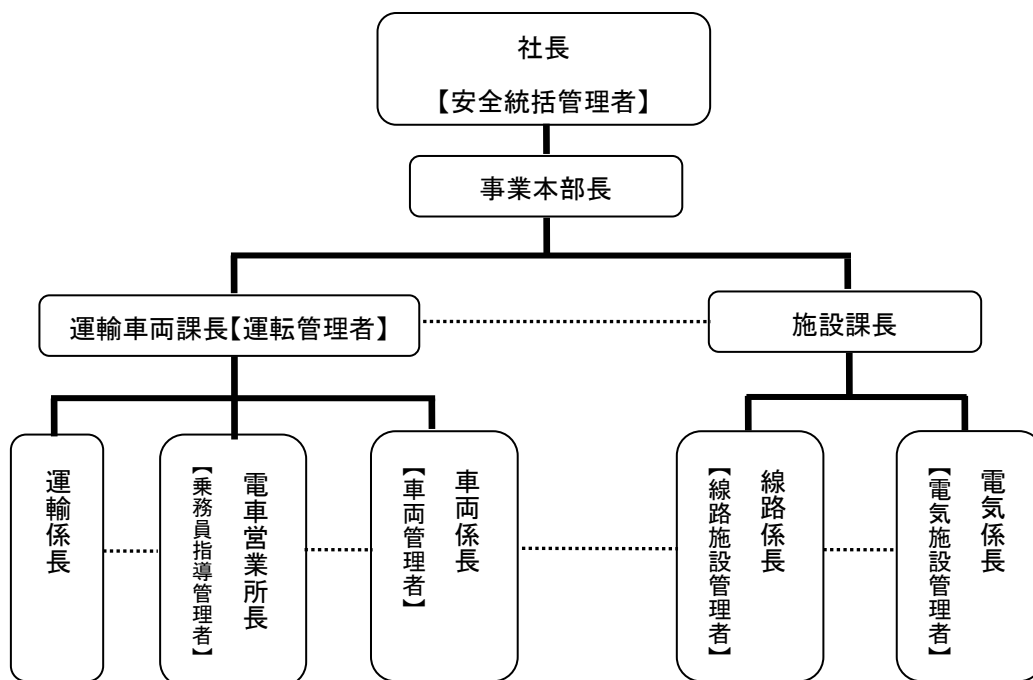
1. 一致協力して輸送の安全の確保に努める。
2. 輸送の安全に関する法令及び関連する規程(本規程を含む。以下、「法令等」という。)をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行する。
3. 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。
4. 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをする。
5. 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとる。
6. 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。
7. 知識技能の維持向上に努めるとともに、常に安全に関する問題意識を持ち、積極的に課題に取り組む。

### 3 安全マネジメント体制

#### (1)安全管理体制図

社長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。

また、情報の共有化による事故防止への活用を図るため、ヒヤリハット・事故の芽情報の収集及び経営トップとの直接対話等の取組みを実施しています。



#### (2)責任者の役割

役職	役割
社長 (安全統括管理者)	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負うとともに、輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
事業本部長	輸送の安全の確保に必要な設備投資並びに人事、財務に関する事項を統括する。
運輸車両課長 (運転管理者)	安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を統括する。
電車営業所長 (乗務員指導管理者)	運転管理者の指揮の下、乗務員の資質の維持に関する事項を統括する。
車両係長 (車両管理者)	安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を統括する。
線路係長 (線路施設管理者)	安全統括管理者の指揮の下、線路関係の施設に関する事項を統括する。
電気係長 (電気施設管理者)	安全統括管理者の指揮の下、電気関係の施設に関する事項を統括する。

### (3)安全統括管理者(社長)巡視

安全統括管理者(社長)は毎月電車営業所での早朝点呼の訓示をはじめ、従業員との直接対話や年頭の職場巡視、施設の巡視を行い、関係法令の遵守と安全最優先の意識の徹底を図っています。また、年2回開催される安全推進委員会では、各部署の安全に関する取り組みの実施状況の確認を行っています。

## 4 2017 年度 安全目標・安全重点施策

### (1)安全目標および目標の達成状況

事故および輸送障害の減少を目指した定量的(数値)目標と鉄道係員の安全意識という定性目標を安全目標としています。

安全目標		達成状況	
①責任事故(鉄道運転事故)・インシデントをゼロにします。	0 件	達成	
②鉄道係員・車両鉄道施設に起因する輸送障害を過去 3 年間の平均より減にします。	18 件	未達成(目標 11 件)	
③安全意識の向上	他社自社の事故事例による教育や安全巡視による基本動作の徹底により安全意識の向上を図りました。		

#### ◆鉄道運転事故とは

列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、踏切障害事故、道路障害事故、鉄道人身障害事故、鉄道物損事故の 7 つをいいます。

#### ◆インシデントとは

鉄道運転事故が発生するおそれのある事態のことです。

#### ◆輸送障害とは

鉄道運転事故以外で、列車に 30 分以上の遅延または運休が発生した事態のことです。

※安全目標で掲げている輸送障害件数は、社内基準により 3 分以上の遅延が発生した事態を対象としています。

## **(2)2017 年度 安全重点施策**

上記の安全目標を達成するため、特に次の 5 点を重点的に取り組みました。

安全重点施策
①職場におけるコミュニケーション向上
②ヒューマンエラーの防止
③ヒヤリハット情報の分析と再発防止策の強化
④安全を支えるための人材の育成
⑤施設設備による安全対策強化

## **5 2018 年度 安全目標・安全重点施策**

2018 年度の安全目標・安全重点施策について次のとおり決定しました。

### **(1)安全目標**

安全重点施策
①責任事故(鉄道運転事故)・インシデントをゼロにします。
②鉄道係員・車両鉄道施設に起因する輸送障害を過去 3 年間の平均より減にします。(14 件以下)
③安全意識の向上

## **(2)2018 年度 安全重点施策**

上記の安全目標を達成するため、特に次の 5 点を重点的に取り組んでまいります。

安全重点施策
①職場におけるコミュニケーション向上
②ヒューマンエラーの防止
③ヒヤリハット情報の分析と活用
④安全を支えるための人材の育成
⑤施設設備による安全対策強化

## 6 安全マネジメントに関する取り組み

### (1)職場におけるコミュニケーション

職場内のコミュニケーションが良好であることが輸送の安全確保の第一歩と考え、安全統括管理者との直接対話をはじめ、各部門では上司部下間のコミュニケーションの活発化を図るため、定期的に、運輸車両課では課長との意見交換を、施設課では課長以下全員が地域の皆さまとともに沿線美化活動を行っています。

### (2)ヒューマンエラー防止活動

毎年各部門で小集団活動によるエラープルーフ化の取り組みを行っています。また、毎年全部署が集まり各部門の発表会を行い情報の共有化を図っています。



### (3)ヒヤリハットの情報収集・活用

事故や障害等の未然防止のため、現場第一線の係員からのヒヤリハット情報や事故の芽情報等の安全情報の収集に取り組んでいます。

安全情報は主に下記の3つのルートで収集し、毎月各部門の係長以上から安全統括管理者(社長)まで参加する安全推進会議で対応の必要性や対応方法について検討を行うとともに、全部署に情報展開を行っています。

- ア、各職場に設置している「ヒヤリハット・事故の目情報ボックス」で安全統括管理者(社長)に直接届く情報
- イ、各現場の職場会議等を経て報告される情報
- ウ、乗務中の乗務員や現場で作業中の係員が列車の安全運行に支障する恐れのある事象に気付いた場合直ちに運転指令に報告する情報

## (4) 安全を支えるための人材の育成

年間教育訓練計画を定めて、遵守すべき規程類の徹底や、事故・故障の防止や発生した場合の迅速・確実な対応を図るため、自社や他社の事象事例の研究等を、定期的に行っています。また、より視野を広めるために社外の研究会などに参加させています。

2018 年度においても引き続き、「安全最優先」の徹底及び教育と、人材育成等を重点的に行います。

また、緊急時対応訓練として、電車営業所で異常時に対する対応の再点検(年 2 回)、全社での異常時を想定した訓練(年 1 回)を実施しています。



## (5) 施設設備による安全対策の強化

2017 年度の主な施設、設備による安全対策は以下の通りです。

- 線路関係:重軌条化(40kgN→50kgN)
- 電気関係:変成機器の更新
- 車両関係:車両の更新、補助電源装置・電動空気圧縮機の更新、主抵抗器の更新

2018 年度においては主に以下の施設、設備による安全対策を行います。

- 線路関係:PCマクラギ化(R=600)、重軌条化(40kgN→50kgN)
- 電気関係:駅放送案内装置の更新
- 車両関係:補助電源装置・電動空気圧縮機の更新

## 7 駅ホームでのお声かけの実施

2016 年 12 月に国土交通省から示された「駅ホームにおける安全性向上のための検討会 中間とりまとめ」の方針に基づき、つぎのこをを実施しております。

目の不自由なお客さまなどが希望される場合は乗務員等による乗車および降車の誘導案内を行っています。

また、2017 年 1 月より九州の鉄道事業者とともに「声かけ・サポート運動」を実施しており、鉄道をご利用になるお客さま同士での助け合いのご協力を呼びかけています。



## 8 事故等の発生状況とその再発防止措置

以下の事項は、国土交通省令の「鉄道事故等報告規則」に基づき、踏切事故や人身事故などの「鉄道運転事故」、車両鉄道施設の障害などで30分以上の遅れや運休といった「輸送障害」、事故が発生する恐れがある「インシデント」として国土交通省九州運輸局に届けたものです。

### (1)鉄道運転事故

2017年度は鉄道人身障害事故が1件、踏切障害事故2件、計3件発生しました。

### (2)輸送障害(30分以上の遅延や運休)

2017年度は、当社に起因する輸送障害はありませんでしたが、自然災害が1件(台風18号の影響)、鉄道外が1件(乗用車の線路内進入)、計2件発生しました。

### (3)インシデント

2017年度は、発生していません。

過去3年間の鉄道運転事故、輸送障害、インシデントの発生件数の推移は次のとおりです。

年度	2017年度	2016年度	2015年度
鉄道運転事故	3	0	1
輸送障害	2	0	0
インシデント	0	0	0

### (4)再発防止措置

事故等が発生した場合は、原因究明を行い必要な再発防止策を講じていますが、毎月各部門の係長以上から安全統括管理者(社長)まで参加する安全推進会議で情報を共有し、部門横断的な質疑応答を行うことによって、再発防止策の深度化を図っています。



## 9 アルコールに関する取り組み

西鉄グループでは 2006 年 8 月 21 日に発生した飲酒に関する不祥事で得た教訓と反省を風化させないよう、毎月 1 日を「飲酒運転撲滅強調の日」と定め「絶対に飲酒運転をしない・させない・見逃さない」という「飲酒運転 3 ないの誓い」の唱和を行い飲酒運転の撲滅に取り組んでいます。また、厳正なアルコールチェックと自己管理の徹底および意識の啓発を継続的に実施していくとともに、従業員の飲酒運転撲滅に関する教育にも取り組んでいます。



### (1)飲酒運転撲滅に関する社員教育等

- 企業理念・コンプライアンス教育の徹底(年 1 回)
- 管理・監督者による従業員の個人面談(年 2 回)
- 部門長による飲酒運転撲滅に関する講話(年 1 回)
- 飲酒運転撲滅ハンドブック等による教育および意見交換の実施(各年 1 回)
- 飲酒運転撲滅に関する内部監査の実施(年 1 回)

### (2)厳正なアルコールチェック

各職場にアルコール検知器を設置しており、電車営業所ではカメラ付きアルコール検知器により始業前に管理者と正対しアルコールチェックを行っています。なお、カメラで被検査者の顔写真を記録しており、顔写真付の測定記録を毎日管理者が確認を行っています。

### (3)自己管理の徹底

全乗務員に携帯型のアルコール検知器を貸与し、出勤前の自宅でのアルコールチェックを促しています。

## 10 お客さまへのお願い

### (1)「鉄道輸送の安全確保のために！」

踏切事故のほとんどが、無理な直前横断によるものです。踏切道に入る前には一旦停止し、警報機が鳴ったら無理に渡らないようお願いいたします。

また、2017年度は、鉄道施設への侵入等による輸送障害が5件発生しました。

殆どが置石等の悪戯によるもので、定時運行の支障となっています。列車の安全な輸送にご協力いただくとともに、鉄道施設内での異常や悪戯を発見した場合は、直ちに電車営業所(TEL.093-619-3077)までご連絡くださいますようお願いいたします



### (2)「沿線にお住まいの皆さまへ」

安全な列車運行を行うためには、鉄道施設の工事が必要です。

極力、ご迷惑をおかけしないよう努めておりますが、工事による騒音や振動でご不便をおかけする場合がございます。何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 11 ご連絡先

ご感想、ご意見をお待ちしております。

事業本部 総務課

TEL.093-243-5525 FAX.093-243-5526

■月～金 9:00～18:00 (祝日を除く)